

「守口市花と緑の基本計画（案）」にかかるパブリックコメントの意見の概要と守口市の考え方について

【募集期間】 令和6年2月13日から令和6年3月13日まで

【募集方法】 広報もりぐち2月号及び市ホームページに募集概要を掲載し、メール、郵送、各公共施設に設置の応募箱への投函により受付

【件数】 計1件（1項目）

パブリックコメントに対する本市の考え方を下記の通り記載しています。なお、計画案への反映・修正事項はありません。

番号	ページ	パブリックコメント内容	本市の考え方
1	P.36	<p>今般の当該行政計画案件の見直しにあたり、その“維持管理”の部分（P 36等）が、より具体的施策・活動に繋がるような記述となるよう期待し、たく考えます。</p> <p>例えば以下のような「例示」は如何でしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・守口市まちの美化推進に関する条例（3～7条）の展開を意識した記述 ・市民協働を促進するための、市役所側の関係部署の明示 <p>（*なお、「清掃活動」は気軽に協働出来ると思いますが、「施設の点検」は専門家でないと無理があると思います！）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イエローチョーク作戦（犬フン対策）や「ゴミ拾いSNSピリカ」の自治体連携 	<p>ご指摘のように維持管理には、その施設の性質に沿った様々な手法があるものと存じますが、本計画は、緑地の保全及び緑化の推進を基本理念として定める基本計画であるため、個別具体的な維持管理の手法まで記載はしていません。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございました。</p>